

第463回（定例）福崎町議会会議録

平成27年9月29日（火）

午前9時30分 開 会

1. 平成27年9月29日、第463回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 13名

1 番	宮 内 富 夫	8 番	木 村 いづみ
2 番		9 番	石 野 光 市
3 番	牛 尾 雅 一	10 番	小 林 博
4 番	志 水 正 幸	11 番	富 田 昭 市
5 番	松 岡 秀 人	12 番	釜 坂 道 弘
6 番	城 谷 英 之	13 番	高 井 國 年
7 番	北 山 孝 彦	14 番	難 波 靖 通

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 大 塚 謙 一 主 査 佐 野 允 保

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	松 尾 成 史
会 計 管 理 者	萩 原 昌 美	総 務 課 長	尾 崎 吉 晴
企 画 財 政 課 長	福 永 聡	税 務 課 長	尾 崎 俊 也
地 域 振 興 課 長	近 藤 博 之	住 民 生 活 課 長	谷 岡 周 和
健 康 福 祉 課 長	三 木 雅 人	農 林 振 興 課 長	松 岡 伸 泰
ま ち づ く り 課 長	豊 國 明 仁	上 下 水 道 課 長	松 田 清 彦
社 会 教 育 課 長	山 下 健 介	学 校 教 育 課 長	山 本 欽 也

1. 議事日程

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告、質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
日程追加 追加議案の上程、討論・採決
第 5 議員派遣
第 6 閉会中の所管事務調査申出

1. 本日の会議に付した事件

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告、質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
日程追加 追加議案の上程、討論・採決
第 5 議員派遣

第 6 閉会中の所管事務調査申出

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員数は 13 名でございます。定足数に達しております。
日程に入ります前に、企画財政課から資料差しかえの申し出がありますので、
暫時休憩をいたします。

◇

休憩 午前 9 時 30 分
再開 午前 9 時 31 分

◇

議 長 会議を再開をいたします。
企画財政課長 資料の訂正をお願いいたします。
議案第 67 号資料の 1 ページ目の差しかえとなります。
修正箇所につきましては、表の二つ目、2 厚生労働省補助対象システムのうち
①国の変更後内示額の列の数値を後期高齢者医療システムと介護保険システム
の行を入れ間違えておりました。これによりまして、2 段目の表の内訳は変わ
りますが、合計の行には影響がなく、補正予算額にも影響はございません。
ご迷惑をおかけいたしますが、差しかえをよろしくお願いいたします。
地域振興課長 本会議 2 日目におきまして、報告第 10 号に対して宮内議員から質問がござい
まして、答弁できていなかったものにつきまして申し上げます。
まず、ご指摘がございました貸借対照表において、未払金と未払法人税等にお
ける前期繰越の額が前期決算と 100 円入れかわっているというご指摘がござ
いました。この件につきましては、第 26 期におきまして、法人税等に還付が
100 円発生いたしました。これを決算書類、この書類をつくるに当たりまし
て、前期の繰越の額で相殺してしまったという形になっております。申しわけ
ございません。
それから、質問の中で株主総会の日程についてご質問がございまして、7 月 3
1 日と申し上げましたが、これは第 27 期の第 2 回目の取締役会の開催日ござ
いました。株主総会は 5 月 30 日でございましたので、訂正させていただきます。

以上です。

議 長 質疑につきましては、総括質疑をお願いをしたいと思います。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第 1 総括質疑

議 長 日程第 1 は、総括質疑であります。
議案番号及び関係する資料、ページ数等をお示しの上、質疑をお願いいたしま
す。質疑はありませんか。

1 1 番 公債費について、お尋ねをしておきます。
この公債費につきましては、報告書の 293 ページになります。
平成 26 年度末におきましては、102 億 6,309 万 8,769 円というか
たちでもってこの年度末の現在高に載っております。そして、平成 25 年度に比

較しますと、6億3,000万円ほど多くなっているわけなんです。そして、さらにさかのぼってみますと、平成24年に比較しますと、これが1億5,900万円ふえているわけでごさいます、年々増加しているわけなんです。

そして、実績といたしましては、実質公債費比率が13.2%になっております。この数字で見てみますと。そして、これ目標は、平成30年度におきましては、11.7%というふうに明記されてあるわけでごさいます、この実質公債費比率の早期健全化比率が、25%ということで、別にこれ問題ないわけですが、この目標というその数字が11.7%になっておりますので、これは平成30年といいますとあと4年度になりますけども、非常に厳しい状況ではないかなと思いますけれども、その辺のご説明をお願いしたいと思います。

企画財政課長 地方債の残高につきましては、健全化判断比率に将来負担比率、また実質公債費比率に悪影響をもたらしているものでございます。

地方債が増加している要因の一つは、公共事業、特に26年度につきましては、多くの公共事業を行ったために、6億円程度地方債が増加したために、償還元金が増えたものでございます。また、臨時財政対策債も年々4億円から5億円近いお金を、地方債を発行しております、それも原因の一つとなっております。

あと、数値目標として目指そう値で実質公債費比率を下げるという目標を立てているわけでごさいますけれども、これにつきましては、公共下水道への繰り出しでありますとか、そういった要因が重なりまして、なかなか実現は難しいのでございますけれども、目標としてできるだけ達成を目指して、健全化に努めていきたいと考えているところでございます。

1 1 番 年々いろんな大きな工事を、事業をされているわけでありましてけれども、やはりこれによって住民へのサービスが低下をしないように、取り組みをさらに強化をしていただきたいわけでごさいます。

このように4年間でもって2%以上減らすということは非常に厳しいのではないかなというふうに思います。私自身におきましては。ですからその辺が、やはり住民へのサービスが低下しないように、取り組みをさらに進めていただきたいなというふうに思いますので、ご質問をさせていただきました。

以上です。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでごさいますので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

9月8日の本会議2日目において、議案15件及び請願1件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされ、議長宛てに審査報告書が提出されております。

各委員長からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

まず、事務局に決算審査特別委員会の審査報告書を朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

決算審査特別委員会、石野委員長。

石野決算審査 決算審査特別委員会から補足説明を行い、報告させていただきます。

特別委員長 9月8日の本会議で設置された当委員会、付託のあった議案第56号から

第 6 3 号までの計 8 議案について、当委員会は互選により委員長に私、石野、副委員長に木村いづみ議員を選出し、慎重な審査を行いました。

事務局朗読のとおり、9 月 9 日、1 0 日、1 1 日、1 4 日の 4 日間、現地視察を含めて審査し、2 6 年度一般会計歳入歳出決算ほか、各特別会計、水道、工業用水道会計の 2 6 年度決算について、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以下、各議案ごとに審査の中での主な質疑等を含めて、補足の説明、報告を行います。

まず、議案第 5 6 号、平成 2 6 年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定については、歳入総額 8 7 億 4, 8 6 0 万 5, 2 1 3 円、歳出総額 8 5 億 5, 2 7 6 万 7, 6 3 6 円、歳入歳出差引額 1 億 9, 5 8 3 万 7, 5 7 7 円、繰越明許費繰越額は 1, 3 1 5 万 2, 0 0 0 円で、実質収支額は 1 億 8, 2 6 8 万 5, 5 7 7 円となっています。

歳入で主な質疑は、不納欠損額が 6, 6 3 7 万 9, 9 9 5 円と大きな金額になったことについて、税務課長から、1、発生時点で速やかに処分すべきものを残していたもの、2、時効の期限が過ぎていたもの、3、執行停止から 3 年過ぎたもの、執行停止中に時効期限を過ぎたもので、法律どおりの適正処理のもの 3 点によるものとの答弁がありました。また、収入未済額が減っていることについては、徴収努力により徴収率が向上したこと、不納欠損処理を進めたことによるものとの説明がありました。税の時効の基準は 5 年であるが、時効の中断は督促や納付誓約等により起こるとの説明がありました。

太陽光発電について、図書館では年間電気使用料の 4 %を賄っているほか、辻川山公園では年間 1, 8 9 6 キロワットを 4 8 円単価で売電しているとのことでありました。

学童保育について、負担金の関係での質疑で、保護者から開設時間等について要望があり、新年度に向け検討しているとの答弁がありました。

水道会計の 1 億 7, 6 0 0 万円の支出について質疑があり、山崎配水池と福田水源地の高度処理のための出資で、法に基づく工事費の 3 分の 1 の金額であるとの答弁がありました。

当年度の借入のうち、交付税算入されるのは 8 億 9, 9 6 9 万 9, 0 0 0 円となっており、6 4. 6 %となっています。特に緊急防災・減災事業など、交付税算入率の高いものを多く借り入れていることにより、算入される比率が高くなっていること、借入先については、地方債の種類によって借入先が決まっているとの答弁がありました。

歳出では、巡回バスの運行について、2 5 年度までは委託金として支出していたが、2 6 年度からは補助金として支出しているが、これは運行主体が事業者で、経費から運賃収入を差し引いた分を町が補助金として事業者に出すという形になっており、万が一交通事故が発生した場合も、事業者が責任を負うということになっているとの答弁がありました。

就学援助金が報償費として計上されているが、2 7 年度当初予算から扶助費としているとの答弁がありました。

肥満児童出現率は、県下で 2 6 年度男児で 6 位、女児 1 9 位、2 5 年度は男児 6 位、女児 1 6 位という推移で、対策として、運動習慣、食事について、規則正しい食習慣を身につけてもらうよう努めてきた。今後はさらに食事内容のチェックについても進めていきたいとの答弁がありました。

P C B 廃棄物処理委託料について質疑があり、2 6 年度は高濃度のものを処理

したが、低濃度のものについては文化センターの電機施設と、東大貫防災備蓄倉庫に保管しているとのことで、２８年度には処理したいとの答弁がありました。

耕作放棄地面積について、６．３ヘクタールと６．９ヘクタールの記述があることについて質疑があり、１１月と１２月の調査時期の違いによるものとの説明で、今後は調査時期をそろえること、耕作放棄地がふえないよう、農業委員会と一体で努力していくとの答弁がありました。

繰越明許費５３３万円については、国の２月に成立した補正予算に伴う地方創生先行型交付金の事業で、もち麦生産奨励事業３５３万円と、もち麦給食等特産品推進事業１８０万円を繰り越したものの説明がありました。

春日キャンプ場のコテージについて、１０棟のうち３棟が使用できない状況で、今後撤去するか改修するか検討するとの答弁がありました。

橋梁点検委託料で、点検した結果として、福田の観音堂橋と庄の平田橋について、２橋とも通行止めとしています。撤去の方向で検討しているとの答弁がありました。

スケートボード場については、約３００人の利用登録があるとの答弁がありました。

議案第５７号、平成２６年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額１９億３，１９８万８，１６４円、歳出総額１９億２，６８３万９，５６４円、歳入歳出差引額と実質収支額ともに５１４万８，６００円、実質収支額から法の規定によって、５１２万８，６００円を基金繰入額としたものです。

質疑では、「当年度から国保税の税率を変更し、保険税額は減額となったが、徴収率は０．３％しか上がっていない。所得を生まない固定資産に課税することについて、高齢者が全体の４割以上を占めていることから、見直すことも検討すべきでないか」との質疑があり、税務課長から、「資産割の税率を徐々に引き下げ、２３年度は資産割分で２５％であったのを、現在は１０％に抑えている」との答弁がありました。今後について、慎重に検討していくということでありました。

議案第５８号、平成２６年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額２億２，６６８万３，５６９円、歳出総額２億２，２７１万８，６９３円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに３９６万４，８７６円となっています。

１人当たり給付費について、「県広域連合では９１万５，９９１円、福崎町は７６万４，０５９円と大きな開きがある。食育とかふくろう体操などの取り組みで医療費が抑えられているのに、保険料に反映されないのか」との質疑に、「今のところ保険料は県下一律となっているが、県にできる限り保険料を安く抑えるよう、検討を求めている」との答弁がありました。

議案第５９号、平成２６年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額１４億１，０８５万７，０２８円、歳出総額１４億１，０５４万６，４４１円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに３１万５８７円、法の規定による基金繰入額２９万５８７円としています。

県と合同で事業所の監査を行ったとあるが、監査の頻度、結果について質疑があり、毎年町内の介護保険サービス事業所に監査に入っていること、２６年度は１０事業所に監査を行ったこと、監査の内容として、給付費、報酬のチェック、契約書の内容チェックを行い、結果はおおむね適正であったとの答弁がありました。監査の性格は事業所監査で、法人監査ではないとのことでありました。

議案第60号、平成26年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額、歳出総額ともに2億5,417万762円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともにゼロ円というものです。

本案については、特に質疑はありませんでした。

議案第61号、平成26年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額12億1,130万5,175円、歳出総額11億9,530万5,175円、歳入歳出差引額1,600万円、繰越明許費繰越額1,600万円となっています。

「雨水幹線整備を進めるとあるが、見通しは」との質疑に、「都市計画決定を含め、雨水の全体計画を定めており、5年以内で実施できる区間について事業認可を受け、計画的に推進している」との答弁がありました。

「供用開始済み面積555ヘクタールとあるが」との質疑に、「全体計画675ヘクタールのうち、工業団地125ヘクタールを除く区域全体で、供用開始済みとなった」との答弁がありました。

議案第62号、平成26年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定については、有収率が25年度91.9%から、26年度は93.6%となったことについて質疑があり、「漏水箇所の早期修理に努めたほか、下水道工事に合わせて老朽管更新工事を行ったことによる効果もあったと考えられる」とのことでした。

決算報告書に、水道会計の資料を報告書に含まれていない部分について加えることについて、当局として検討したいとの答弁がありました。

「会計方式が当年度から変更になったことにより、137円80銭と給水原価が上昇していると思われる。従来方式で給水原価を計算すると幾らになるか」との質疑に、「103円85銭です」との答弁がありました。「従来方式での計算による数値を、来年度からも表記することを検討する」との答弁が、さらにありました。

「水道料金収入は2億8,000万円ですが、給水の経費以外にため込む額が含まれている。それは幾らか」との質疑に、「1億5,371万8,033円が減価償却費と資産減耗費を足したものとして、その金額となる」との答弁がありました。

県水の今後の動向、見通しについて、質疑があり、「県水の料金は引き下げの情報もあるが、町内の給水原価と比較すると高いので、今後はできるだけ県水を購入しない方向で進めていきたい。しかし、災害時の対応もあり、一定の枠は維持していく」との答弁がありました。

議案第63号、平成26年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定についての質疑で、「旧会計方式で給水原価を計算するとどうなるか」との質疑には、「40円40銭になる」との答弁がありました。

また、長期前受金制度について、今後も引き続くものと答弁がありました。

各議案の質疑を終結した後、現地視察を「望郷の丘」整備工事、田原文珠公衆便所管理事業、いわゆる神積寺トイレ、PCB廃棄物保管場所として東大貫防災倉庫、平田橋、福田水源地整備工事、観音堂橋、多目的グラウンド整備事業、さるびあドームほかという7カ所を現地視察いたしました。

この現地視察の後、冒頭に述べましたとおり、採決の結果、各議案とも全員賛成で可決すべきものと決定しております。

以上をもって、決算審査特別委員会からの報告といたします。

議長 決算審査特別委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

議

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、決算審査特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次、事務局に総務文教常任委員会の審査報告書を朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

総務文教常任委員会、志水委員長。

志水総務文教 総務文教常任委員会に付託されました議案の委員会審査について、報告をいたします。
常 任 委 員 長

委員会は9月15日に開催し、付託されました議案第65号及び議案第67号について、慎重に審査を行いました。

審査の結果については、事務局から朗読のとおり、両議案とも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程で委員からの質問について、簡単に補足説明をさせていただきます。

議案第65号、福崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、平成25年5月31日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下、番号利用法と言いますが、この法律の目的は行政事務の効率化を進めることと、国民の利便性を高めるために住民票を有する全ての国民に個人番号すなわち12けたのマイナンバーをつけることになりました。

そのために、番号利用法の趣旨に沿うように、既存の本町の個人情報保護条例の一部を改正し、必要な個人情報を保護しようとするものでありますとの説明がありました。

委員から、「10月に通知カードが配られ、来年の1月から役場で手続をすることになりますが、窓口が大変混雑するのではないか、その対応についてどうするのか」との質問がありました。「必要に応じ、アルバイト職員を雇用するなど、住民生活課と協議して対応する」とのことです。

また、委員から、「情報の流出防止対策について」の質問があり、「本町は情報系と基幹系のシステムがパソコンにつながっており、通常はウイルスソフト等でセキュリティ管理はできますが、サイバーテロに遭遇しますと耐えることはできません。したがって、これを分離するように国から指導があり、現在その方向で検討している」とのことです。

委員から、「個人情報外部に漏れたり、あるいは不正に利用されないかと、そういった心配がある」旨の質問に対し、「制度面からもさまざまな保護措置が講じられており、この条例改正もその措置の一部である」旨の答弁がありました。

次に、議案第67号、平成27年度福崎町一般会計補正予算(第2号)についてであります。この補正予算の主なものは、マイナンバー制度に伴う社会保障や税番号制度等の電算システム整備業務委託料や、12月に予定されております町議会議員選挙に伴う経費の補正であり、町長選挙の経費は当初予算に計上しているとのことです。

さらに、在宅老人介護手当が介護保険から一般会計の事務に移管されるため、必要な経費を補正することと、台風12号による災害復旧工事費の補正をしようとするものが主な補正内容であるとの説明がありました。

委員から、「マイナンバー関係で約1,500万円の国庫補助金の補正があるが、不足することはないのか」の質問に対して、「実際の整備は国が想定する

額を上回ることも考えられ、場合によっては一般財源をつぎ込むことになる」旨の答弁がありました。

以上で、総務文教常任委員会からの報告を終わります。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長 総務文教常任委員会委員長からの説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
民生まちづくり常任委員会、城谷委員長。

城谷民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会に付託を受けました議案審査の概要について、補足
常 任 委 員 長 説明をいたします。

議案第64号、平成26年度福崎町水道事業剰余金処分についてであります。

この議案は、剰余金を資本金への組み入れに1億6,318万5,973円、減債積立金に3,000万円、建設改良積立金に2,000万円積み立てるという内容のものです。

委員会において、委員から、「減債積立金に3,000万円積み立てるとのことであるが、積立後の残高は幾らになるのか」との問いに対し、「6,435万3,176円になる」との答弁がありました。

次に、議案第66号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、通称ナンバー法の施行に伴い、10月5日から通知カードが郵送されます。また、平成28年1月1日から申請のあった方に個人番号カードの交付が始まります。初回の交付手数料は、どちらの場合も無料ですが、再交付については有料となります。

本条例はその再交付手数料を規定するもので、通知カードの再交付を500円、個人番号カードの再交付を800円とするものです。

委員から、「この手数料は全国一律か」との問いに対し、「各自治体で決定し、県内ではほとんど同じ金額になっている」との答弁がありました。

次に、議案第68号、平成27年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

この議案は、既定の総額に、歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出総額1億110万円とするもので、補正の内容はマイナンバー制度に対応するため、電算システムの改修費を補正するものです。

次に、議案第69号、平成27年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

この議案は、既定の総額に、歳入歳出それぞれ93万8,000円を追加し、歳入歳出総額を2億3,123万8,000円とするもので、補正の内容はマイナンバー制度に対応するため、電算システムの改修費を補正するものです。

次に、議案第70号、平成27年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

この議案は、既定の総額から、歳入歳出それぞれ410万円を減額し、歳入歳

出総額を１４億５，８４０万円とするもので、補正の内容はマイナンバー制度に対応するための電算システムの改修費の増額や、在宅老人介護手当が地域支援事業の対象外となったことなどによる減額などです。

次に、請願第２号、「ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準の緩和を求める意見書」の提出を求める請願についてであります。

この請願は、肝炎患者、特に肝硬変、肝がん患者が生活面でさまざまな困難をきたされるという状況の中で、現行の支援制度は実効性を発揮しないとの指摘がされるなど、大きな課題を抱えています。本請願は、こうした現状を踏まえ、助成制度の創設等を求めるものであります。

審査結果については、議案第６４号、議案第６６号、議案第６８号、議案第６９号、議案第７０号については、原案のとおり可決すべきもの、請願第２号については、原案のとおり採択すべきものと決定をいたしました。

当日は、付託議案審査終了後、健康福祉課から文珠荘指定管理者の公募について、及び第１老人デイサービスセンター空調設備の修繕について、報告がありました。

以上が、本委員会における審査の経過と結果と委員会での理事者からの報告結果であります。皆様のご賛同を得ますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第３ 開会中の所管事務調査報告

議長 日程第３は、開会中の所管事務調査報告であります。

委員会の活動について、委員長に報告を求めます。

福崎駅周辺整備対策特別委員会、小林委員長。

小林福崎駅周辺整備対策 既にお手元に配付されておるとおりでございます。

特別委員長 ９月１７日、特別委員会を開催させていただきまして、周辺整備室からの報告を聞き、そして、意見交換をし、また、現場視察を行いました。

まず、駅周辺整備事業の進捗状況についてでありますけれど、駅南幹線、甘地福崎線、駅前広場合わせて、計画の筆数が５７のうち既に２７の契約が終了し、４７％まで進んでいるという、そういう報告を受けたところであります。

予算の執行状況も、公社分も含めて５億８，３２２万円というふうになっております。

さらに一層の努力を求めたいところであります。これまでの努力に敬意を表するとともに、さらなる努力を求めるところであります。

工事及び業務の執行状況につきましては、既に保育所跡地の代替地用地の工事は完了しており、建築等も始まっているという状況を確認いたしました。

また、駅前の交通広場の仮設工事につきましては、２０％の進捗、また、随意契約で県の土地開発公社に事務の委託をしておる用地交渉についても４０％、そして、福崎駅周辺の基本計画の策定業務委託については４０％ということであります。

現在、駅前の今後の活性化について、商工会でも検討していただいております。

これらの報告が大体９月末ということになっておるようでございます。

また、みなと銀行につきましては、町及び議会からも、駅前に存続をしてほしいという旨の要望書を提出しておるところであります。町の活性化の計画を待って、１０月末ごろより、その検討を開始するということだそうでございます。

全体として、関係者には借家借家人を含めて、さまざまな立場の人がおられ、関係者の立場に立って、丁寧な対応を求められるという要望がございましたので、紹介をしておきます。

以上です。

議 長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第４ 討論・採決

議 長 日程第４は、討論・採決であります。

それでは、議案第５６号、平成２６年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第５６号、平成２６年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第５６号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第５７号、平成２６年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第５７号、平成２６年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第５７号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第５８号、平成２６年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第５８号、平成２６年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第５８号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第５９号、平成２６年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第５９号、平成２６年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第５９号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第６０号、平成２６年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第６０号、平成２６年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第６０号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第６１号、平成２６年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第６１号、平成２６年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第６１号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第６２号、平成２６年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 6 2 号、平成 2 6 年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、
本案に対する決算審査特別委員長の報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 6 2 号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次、議案第 6 3 号、平成 2 6 年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定
について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 6 3 号、平成 2 6 年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定につ
いて、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、原案のとおり認定するであり
ます。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 6 3 号については、原案のとおり認定することに決定いたしま
した。
次、議案第 6 4 号、平成 2 6 年度福崎町水道事業剰余金処分について、討論を
行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 6 4 号、平成 2 6 年度福崎町水道事業剰余金処分について、本案に対す
る民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 6 4 号については、原案のとおり可決することに決定いたしま
した。
次、議案第 6 5 号、福崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、
討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 6 5 号、福崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、本案
に対する総務文教常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 6 5 号については、原案のとおり可決することに決定いたしま

した。

次、議案第 66 号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 66 号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
（起立全員）

議長 起立全員であります。
よって、議案第 66 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 67 号、平成 27 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）について、討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 67 号、平成 27 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）について、本案に対する総務文教常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議長 起立全員であります。
よって、議案第 67 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 68 号、平成 27 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 68 号、平成 27 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
（起立全員）

議長 起立全員であります。
よって、議案第 68 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 69 号、平成 27 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 69 号、平成 27 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立全員)

議長 ありがとうございます。起立全員であります。
よって、議案第69号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長 しばらく休憩をいたします。
再開は10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

◇

議長 会議を再開いたします。
議案第70号、平成27年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第70号、平成27年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第70号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、請願第2号、「ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準の緩和を求める意見書」の提出を求める請願について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
請願第2号、「ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準の緩和を求める意見書」の提出を求める請願について、本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり採択するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、請願第2号については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

日程追加 追加議案の上程、討論・採決

議長 お諮りいたします。
先ほど採択されました請願第2号に関する意見書が議長宛てに提出されております。よって、本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。
よって、意見書案第2号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を議題とすることに決定いたしました。
意見書配付のため、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前10時04分
再開 午前10時05分

◇

- 議長 会議を再開いたします。
それでは、意見書案第2号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

- 議長 朗読が終わりましたので、さらに本意見書に対する説明を民生まちづくり常任委員長に求めます。

城谷民生まちづくり 常任委員長 ただいま議題となりました意見書案第2号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について、ご説明をいたします。

我が国において350万人以上いると推定されているウイルス性肝炎患者については、感染拡大における国の法的責任が明確になっています。

本案は、国が肝炎患者に対して実施している医療費助成は、対象となっている治療法が限定されているため、医療費助成を拡充すること、及び、認定基準が極めて厳しい肝疾患に係る障害認定制度を、患者の実態に応じたものとするについて、国に意見書を提出するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださいますよう、お願いを申し上げます。

- 議長 以上で、本日追加議案として上程されました本意見書の説明が終わりました。
これより、質疑に入ります。
意見書案第2号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論・採決に入ります。
意見書案第2号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
意見書案第2号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長 ありがとうございます。起立全員であります。
よって、意見書案第2号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議員派遣

議 長 次の日程は議員派遣であります。
お諮りいたします。
議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議員派遣の件につきましては、配付のとおり派遣することに決定をいたしました。

日程第6 閉会中の所管事務調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査の申し出であります。
各委員長からそれぞれ所管事務調査の申し出が議長宛てに提出されております。
それぞれ申し出のとおり許可することに決定してご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、閉会中の所管事務調査申し出については、それぞれ申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

議 長 以上で、第463回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。
よって、本定例会を閉会することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
第463回福崎町議会定例会を、閉会することに決定いたしました。
閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
定例会は9月4日に招集され、本日までの26日間の会期でありました。
本定例会に提案されました全ての案件について、議員各位には慎重に審議をいただき、また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。
また、この間、理事者の皆様には、資料の作成を初め、議会の審議における協力に対し、敬意を表しますとともに、本会議及び委員会の審議の過程で議員各位が述べられた意見等につきましては、今後の町政に十分反映されますよう、お願いを申し上げます。

10月に近づき、秋の気配が一層濃くなってまいりました。議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意いただき、議員活動と町政発展のために一層のご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

閉会に当たりまして、町長からご挨拶をいただきます。

町 長 第463回定例会を終わるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
この議会は、4日から今日までの26日間という長い日程で開かれました。
始まったときは残暑厳しいときでございましたけれども、きょうになってまいりますと、肌寒さを感じようになってまいりました。
この間、たくさんの出来事がございました。とりわけ世界的に異常気象を受けて、各地で被害が出ております。幸い私どもの地は台風はかなり来ましたが、それぞれよけて通ったという結果で、そんなに大きな被害が出なかったこと

は、大変うれしく思っているわけでございます。

この議会には決算を含め、たくさんの議案を提出いたしました。それぞれの議案について、慎重な審議をしていただきました結果、全て賛同していただきましたことは大変うれしいわけでございます。

議案審議の中で、また、一般質問の中で、たくさんの意見や質問を頂戴いたしました。その中にはたくさんいい内容がございますので、この内容は今後の町政運営に生かしてまいりたい、このように考えているわけでございます。

さて、私にとりましては、本定例会は恐らく最後の定例会になることだろうと思っているわけでございます。これまで、80回の定例会を経験いたしました。その中で感じましたことは、地方自治法というのはうまくできている。このように考えました。議会と、そして町は、車の両輪と言われております。議員の皆さんの多面的な活動の成果を、議場を通して、あるいは委員会を通して提案していただくことが、町政運営にとって大きな励みになり、刺激にもなっているわけでございます。

そうしてお互いの交流を通して、町政運営は進められている、そのことにつくづくいい制度だと思っているわけであります。

皆様方におかれましては、今後ますます議会活動に励んでいただいて、福崎町発展のために大いに活躍をしていただきたいなと思っているわけでございます。

以上をもちまして、私の閉会の挨拶とさせていただきますと思います。

本当に長い間ありがとうございました。

議長 これをもちまして閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前10時59分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により、ここに署名する。

平成 2 7 年 1 2 月

福崎町議会議長 難 波 靖 通

福崎町議会議員 牛 尾 雅 一

福崎町議会議員 石 野 光 市